

2018 年度

全国舞台テレビ照明事業協同組合 組合員 各位

業務災害安心総合保険のご案内

(業務災害安心総合保険)

全国舞台テレビ照明事業協同組合では、組合員の皆さまの福利厚生充実を目的として、「傷害災害補償制度」を設立しています。皆さまのご要望にお応えすべくサービスの拡充を図るため充実したプラン内容をご用意しております。この機会に是非とも本制度にご加入いただき、円滑な事業経営、従業員の福利厚生にお役立ていただけるようおすすめいたします。

全国舞台テレビ照明事業協同組合

円滑な事業経営のための 7 つのおすすめポイント

1. 団体で加入することにより、個別加入よりも割安な保険料となっています。
2. 労災認定を待たずにご契約者へ保険金が支払われます。
* 一部労災認定が必要な場合があります。
3. ケガはもちろんのこと業務に起因して生じた症状(注)も補償の対象となります。
(注)業務に起因して生じた症状:熱射病、日射病、熱傷、凍傷、潜困病、酸素欠乏症、潜水病など
4. 入院保険金・通院保険金は初日から支払われます。
5. 高額な賠償金支払義務や弁護士費用を補償します。
* 使用者賠償責任補償特約付帯の場合
6. 補償対象者の増減、入れ替わりがあっても、自動で補償されます。
7. 保険料は全額損金処理ができます。

ご加入方法	全照協事務局または取扱代理店までご連絡ください。加入申込書および保険料お振込み先等について別途代理店よりご案内します。
保険契約者	全国舞台テレビ照明事業協同組合
加入対象者	全国舞台テレビ照明事業協同組合の会員
保険期間	2018年9月1日から2019年9月1日
契約日(責任開始日)	2018年9月1日

引受保険会社 Chubb 損害保険株式会社

業務中のケガ等による死亡、後遺障害、入院・通院の補償

基本補償

死亡補償

後遺障害補償

入院補償

通院補償

手術補償

死亡補償保険金

業務中のケガ、
業務上の病気で
死亡されたとき



後遺障害補償保険金

業務中のケガ、業務
上の病気で、後遺障
害が残ったとき



入院補償保険金

業務中のケガ、業
務上の病気で入院
したとき



通院補償保険金

業務中のケガ、業務上の病気で通院したとき

手術補償保険金

業務中のケガ、業務上の病気で手術を受けたとき

事故例

- 従業員が簡易リフトに乗り込んで段ボールの空き箱等を搬送していたときに、搬器をつっていたワイヤーロープが切れて墜落。落下時に搬器から外に出した腕がはさまれケガをした。
- 従業員が回転中の部品を加工していて機械に手を巻き込まれケガをした。

業務中のケガ等により休業した場合の補償

オプション補償

休業補償

休業補償保険金

オプション

業務中のケガ、業務上の病気で働けなくなったとき

* 支払期間は保険証券記載の限度日数内



業務中のケガ等により治療を受けたときの補償

オプション補償

治療諸費用補償

治療諸費用補償保険金

オプション

業務中のケガ、業務上の病気で、治療を受けたとき

差額ベッド代、医療機関までの交通費、治療にかかわる費用をお支払いします。

訴訟が起こった場合の補償や法律上の損害賠償責任の補償

オプション補償

使用者賠償責任補償

もし事故が起こった時に被災した従業員に対して、会社が十分な対応を取れないと、訴訟に発展する可能性があります。訴訟になるとその後の風評被害も予想され、会社経営にとっては大きなダメージとなります。

【労働災害事故による損害賠償事例】 横浜地判 平成6年9月27日 労判第681号

トラック運転手として勤務していた被災者がチップ原材を大型トラックに荷積み作業中に頸髄損傷のケガ。障害等級1級の障害を負った。

会社に対して損害総額1億8,700万円の賠償請求。

会社は安全配慮義務を怠り、賠償責任を負うという判決。被告会社（中小企業）に総額1億6,500万円の支払いが命じられた。

支払総額 **1億6,500万円**の支払命令

使用者賠償責任補償

オプション

業務中のケガ、業務上の病気がもとで、会社や事業主が法律上の賠償責任を負ったとき

補償プラン例（保険期間1年）

【ご加入コースと保険金額】

	A	B	C	D
死亡補償保険金	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円
後遺障害補償保険金 (1級～14級)	障害等級に応じて 1,000～40万円	障害等級に応じて 1,000～40万円	障害等級に応じて 500～20万円	障害等級に応じて 500～20万円
入院補償保険金（日額） (1事故につき180日限度)	4,000円	4,000円	-	-
手術補償保険金 (1事故につき1回)	入院中/入院中以外 4万円/2万円	入院中/入院中以外 4万円/2万円	-	-
通院補償保険金（日額） (1事故につき90日限度)	2,000円	2,000円	-	-
休業補償保険金（日額） (1事故につき90日限度)	-	-	5,000円	-
治療諸費用補償 (支払限度額)	-	-	50万円	-
使用者賠償責任補償 (支払限度額)	-	-	-	1億円
契約条件	24時間補償	就業中のみ	就業中のみ	就業中のみ

ご契約者の条件をお聞きした上で、お見積りをご提示させていただきます。お見積りのご依頼は取扱代理店までご連絡ください。

お支払いする保険金について 業務災害安心総合保険

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事している間(通勤途上を含みます。)に被った身体の障害※1が原因で、身体の障害※1を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	保険金額の全額をお支払いします。 ●同一人の同一の身体の障害※1に対して、すでに支払った後遺障害補償保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●下記が原因である補償対象者が被った身体の障害※1や下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失 ②自殺行為(ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合はお支払いします。) ③犯罪行為、闘争行為 ④無資格運転中、酒気帯び運転中(酒酔い運転中を含む)、麻薬等服用時の運転中身体の障害※1 ⑤疾病または心神喪失(ただし、次の場合は保険金をお支払いします。 イ)業務に起因して生じた症状に該当する場合 ロ)労災保険法等によって給付が決定された脳血管疾患および虚血性心疾患等に該当する場合) ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術やその他の医療処置(ただし、弊社が保険金を支払うべき身体の障害※1を治療する場合はお支払いします) ⑧戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑨地震もしくは噴火またはこれによる津波 ⑩核燃料物質の有害な特性、またはその特性による事故 ⑪頸部症候群(「むちうち症」)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的所見のない症状 ⑫風土病 ⑬職業性疾病 ⑭補償対象者の故意または補償対象者の重大な過失 ⑮身体の障害※1を被った時が保険期間中でない場合 など
後遺障害補償保険金	補償対象者が業務に従事している間(通勤途上を含みます。)に被った身体の障害※1が原因で、身体の傷害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度(第1級～第14級)に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 ●保険金額×100%～4%	
入院補償保険金	補償対象者が業務に従事している間(通勤途上を含みます。)に被った身体の障害※1が原因で入院された場合。	次のとおり保険金をお支払いします。 ●入院補償保険金日額×入院日数(保険証券記載の日数を限度とします。) ●身体の障害※1を被った日からその日を含めて180日までに開始した入院に限ります。 ●入院補償保険金が支払われる期間中、別の事故により新たな身体の障害※1を被っても入院補償保険金を重複してお支払いできません。	
手術補償保険金	補償対象者が業務に従事している間(通勤途上を含みます。)に被った身体の障害※1の治療のために身体障害の発生の日からその日を含めて保険証券記載の日数以内に、手術を受けた場合。手術とは以下の診療行為をいいます。 ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙される診療行為。 ※創傷処理、皮膚切開術、抜歯手術、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術等は補償対象外です。 ●先進医療に該当する診療行為(治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。)	手術内容に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。 ①入院中に手術を受けた場合: 保険金基礎額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合: 保険金基礎額の5倍 (①および②の手術を受けた場合は①を適用) ●同一の原因にもとづく身体の障害※1について同一の補償対象者に対して1回の手術を限度とします。	
通院補償保険金	補償対象者が業務に従事している間(通勤途上を含みます。)に被った身体の障害※1が原因で通院された場合 ●往診日や長管骨、脊柱、上下肢の3大関節にギプス等を常時装着したときを含めることがあります。 ●治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは通院日数に含まれません。	次のとおり保険金をお支払いします。 ●通院補償保険金日額×通院日数(保険証券記載の日数を限度とします。) ●身体の障害※1を被った日からその日を含めて180日までの期間中でかつ保険証券記載の日数を限度とします。 ●入院補償保険金と重複してはお支払いできません。 ●通院補償保険金が支払われる期間中、別の事故により新たな身体の障害※1を被っても通院補償保険金を重複してお支払いできません。	
休業補償保険金	補償対象者が業務に従事している間(通勤途上を含みます。)に被った身体の障害※1が原因で身体の障害※1を被った日から180日以内に就業不能となった場合	次のとおり保険金をお支払いします。 ●休業補償保険金日額(1日あたりの所得額を限度)×対象日数 ●就業不能とは身体の障害※1を被った時に就いていた職務をまったく行えない状態をいいます。	
治療諸費用補償保険金	補償対象者が業務に従事している間(通勤途上を含みます。)に身体の障害※1を被り、それがもとで医師の治療を受けた場合 ●補償対象者が「労災各法規の適用事業の労働者および被保険者等でない者」である場合、公的医療制度の給付が業務による負傷で対象にならないときは補償対象者が治療のために病院等に支払った額をいいます。	身体の障害※1を被った日からその日を含めて365日以内に被保険者が負担した次の費用のうち妥当と認めた金額をお支払いします。 ①公的医療保険制度における一部負担金 ②差額ベッド代(1日あたり30,000円限度) ③①②以外に病院に支払った費用のうち先進医療等に該当するもの ④治療を受けるために要した交通費(家族の交通費を含みます。) ⑤医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示で購入した薬剤、医療器具等の費用	●上記に加え、下記の費用については保険金をお支払いできません。 ①労働者災害補償制度により支給された費用 ②第三者からの賠償金で負担される費用 ③高額療養費制度などの補償対象者の負担を軽減するために給付される費用

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
使用者賠償責任補償特約(賠償保険金・費用保険金)	補償対象者が業務上の事由または通勤により被った「身体の障害」※2について、被保険者※3が法律上の損害賠償責任を負担する場合。ただし、労災保険法等において給付対象となる資格を有する補償対象者の「身体の障害」※2に対する賠償保険金の支払にあたっては、労災保険法等による給付決定が必要となります。	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して以下の保険金をお支払いします。 ①賠償保険金 次に掲げる金額の合算額を控除してお支払いします。 A.労災保険法等により給付されるべき金額 B.自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 C.次のいずれかの金額 a)法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払われるべき金額 b)法定外補償規定を定めていない場合は、次に掲げる金額の合計額 ア.この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により支払われるべき金額のうち補償対象者等に支払われるべき金額 イ.一定の災害補償を行うことを目的に保険契約者が締結するア.以外の保険契約により支払われる金額のうち、補償対象者等に支払われることにより法律上の損害賠償責任を免れる金額 ②費用保険金 A.権利保全費用 B.協力費用 C.争訟費用 D.示談交渉費用 ※ただし上記①および②A.を合わせて保険証券記載の保険金額を限度とします。 (注)賠償金額の決定にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。その際に、弊社は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことができませんが、被害者からの賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。	●下記が原因である補償対象者が被った身体の障害や下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、外国の武力行使、暴動等 ④核燃料物質の有害な特性、またはその特性による事故 ⑤風土病 ⑥職業性疾病 ⑦労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続きを行っていない事業において発生した「身体の障害」 ⑧被保険者と同居・生計をともにする親族が被った「身体の障害」 ⑨労働災害補償保険法第33条第6号・第7号に該当する海外派遣者で特別加入を行っていない者が被った「身体の障害」 など

「被補償者」とは、被保険者の行う業務に従事する方で保険証券記載の方をいいます。これらの方のうち、使用者賠償責任補償特約においては、同特約に記載された方をいいます。

※1 身体の障害とは、業務上のケガまたは業務に起因して生じた所定の症状、労災保険法等による給付決定がされた脳・心臓疾患をいいます。(ただし死亡補償保険金および災害死亡保険金の支払対象となる症状は特約に定めた症状をいいます。)

※2 「身体の障害」とは、負傷または疾病をいいます。使用者賠償責任補償特約の場合はこれらに起因する後遺障害または死亡を含み、使用者賠償責任死亡限定補償特約の場合はこれらに起因する死亡を含みます。

※3 「被保険者」とは、全国舞台テレビ照明事業組合の組合員の方をいいます。

特典サービス

<ご契約者向け>

安否確認サービス

(2017年10月1日より提供開始)

BCP(事業継続計画)策定の際にお役立てください。
災害発生時に貴社に所属する従業員の安否をアプリと
Eメールを使ってWeb上で容易に確認できる
システムをご提供します。

* 2017年9月1日保険始期以降のGPA Proのご契約者すべてが対象となります。



<ご契約者とその従業員の方向け>

24時間緊急医療・健康相談サービス

サービス対応時間：24時間 年中無休 [無料]

経験豊富な看護師が電話にて健康・医療に関する様々なご質問に
お答えし、適切なアドバイスをいたします。

心の相談サービス

サービス対応時間：平日9～21時 土10～18時 [無料]

日常生活で精神的負担を感じている方に、近くに相談できる人がいない、
友人に面と向かって相談しにくい場合など、心にストレスを抱える前に
ぜひご利用ください。



<ご契約者の人事担当の方向け>

人事部ヘルプダイヤル

サービス対応時間：平日10～20時 土10～18時 [無料]

メンタルヘルス不調者への対応や復職時に注意すべきポイントや
アドバイス等について電話でご相談に応じます。

また、カウンセリング対応可能な医療機関の情報提供などを行います。



- このパンフレットは「業務災害安心総合保険」(GPA Pro)の概要を説明したものです。(2018年6月作成)
- 保険の内容に関するお問い合わせは、取扱代理店またはチャブ保険へご連絡ください。
- クーリングオフ、個人情報の取扱い、事故が起こった場合の連絡先窓口等については、別紙「重要事項説明書」をご参照ください。

取扱代理店

ムラヤマ恒産株式会社

TEL 03-3812-1809 FAX 03-3812-5314

株式会社アイ・アンド・イー

TEL 03-3464-1234 FAX 03-3462-5266

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 中央統括支店

2016年10月1日「エース損害保険株式会社」から社名変更

〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号

ガーデンシティ品川御殿山

T 03-6364-7080(代) www.chubb.com/jp